

名古屋市公報	平成30年10月24日 第1280号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例 ○ 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例 (市経・区政課) (第57号) ○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第58号)	5 6
規 則 ○ 名古屋市鯉城学園条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第86号)	8
告 示 ○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止 (健福・介護保険課) (第585号) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課) (第586号) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第587号) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第588号) ○ 生活保護法による介護機関の指定 (健福・保護課) (第589号) ○ 大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧 (住都・緑都市整備事務所) (第590号) ○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第591号) ○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第592号) ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第593号) ○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第594号)	11 12 13 23 25 26 27 28 29 30

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第595号)	31
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第596号)	33
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第597号)	34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第598号)	36
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第599号)	38
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第600号)	39
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第601号)	41
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第602号)	43
○ 行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定の一部を変更する協定について	(緑土・道路管理課)	(第603号)	59
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第604号)	61
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課)	(第605号)	62

教 育 委 員 会 告 示

○ 名古屋市南陽プールの臨時休場について	(第20号)	68
○ 名古屋市総合体育館50メートル温水プールの臨時休場について	(第21号)	69
○ 名古屋市富田北プールの臨時休場について	(第22号)	70

上 下 水 道 局 告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第12号)	71
----------------------	--------	----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会委員の委嘱等に関する規程	(第21号)	81
---------------------------------------	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告	(市経・地域商業課)	83
○ 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告	(住都・建築指導課)	84
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	85
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	86

○ 消防法による命令の公告	(消防・予防課)	89
○ 消防法による命令の公告	(消防・予防課)	90
○ 消防法による命令の公告	(消防・予防課)	91

条 例 の あ ら ま し

- 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例（第57号）
 - 1 改正内容
 - 土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、緑区役所徳重支所の所管区域を整理します。
 - 2 施行期日
 - 名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行します。
 - 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（第58号）
 - 1 改正内容
 - 名古屋市総合リハビリテーションセンターにおいて就労定着支援及び自立生活援助を実施することに伴い、規定の整備を行います。（第 3条及び第 5条関係）
 - 2 施行期日
 - 平成30年12月 1日から施行します。
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市鯉城学園条例施行細則の一部を改正する規則（第86号）
 - 1 改正内容
 - 専攻及び選考の方法に関して、規定の整備を行います。（第 3条、第 5条、第 6条及び第 1号様式関係）
 - 2 施行期日
 - 平成31年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、平成30年12月 1日から施行します。

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第57号

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を
改正する条例

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例（昭和30年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表緑区役所徳重支所の項所管区域の欄中「諸の木一丁目」の次に「、
諸の木二丁目」を加える。

附 則

この条例は、名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第58号

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する
条例

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号の 2中「及び同条第13項に規定する就労移行支援」を「、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労定着支援及び同条第16項に規定する自立生活援助」に改める。

第 5条第 1項第 1号の 2中「及び就労移行支援を」を「、就労移行支援、就労定着支援及び自立生活援助（以下「自立訓練等」という。）を」に、「自立訓練及び就労移行支援の」を「自立訓練等の」に改め、同条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項ただし書中「、第 1号の 2イ」を「第 1号の 2イ」に改め、同項第 1号の 2中「自立訓練及び就労移行支援」を「自立訓練等」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月 1日から施行する。

名古屋市鯉城学園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第86号

名古屋市鯉城学園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市鯉城学園条例施行細則（平成 8年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項の表中

「

」を「

福 祉 専 攻
（ 福 祉 ）
福 祉 専 攻
（ 音 楽 ）

」に改める。

第 5条中「者」の次に「（以下「出願者」という。）」を加える。

第 6条を次のように改める。

（選考の方法）

第 6条 前条の場合において、出願者が次表に定める入学定員を超えるときは、

市長は、抽選により入学することのできる者（以下「入学者」という。）を決定するものとする。ただし、市長は、出願者の一部につき、推薦その他の抽選によらない方法により入学者を決定することができる。

コース	専攻	入学定員
社会コース	環境専攻	48人
	国際専攻	96人
生活コース	健康専攻	96人
	生活専攻	96人
	福祉専攻（福祉）	48人
	福祉専攻（音楽）	48人
創造コース	園芸専攻	48人
	陶芸専攻	40人
	美術専攻	48人
地域コース	地域専攻	96人
	文化専攻	96人

- 2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、同項の表に定める入学定員を超えて、入学者を決定することができる。
- 3 前 2項に定めるもののほか、選考の方法に関して必要な事項は、市長が別に定める。

第 1号様式中「㊦」を削り、

「

※ 志望コース 及び専攻等	社会コース		生活コース			創造コース			地域コース		その他
	環境 専攻	国際 専攻	健康 専攻	生活 専攻	福祉 専攻	園芸 専攻	陶芸 専攻	美術 専攻	地域 専攻	文化 専攻	()

を

」

「

※志望先	環境	国際	健康	生活	福祉	音楽	園芸	陶芸	美術	地域	文化

に

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成30年12月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市鯉城学園条例施行細則の規定に基づく許可の申請その他学園の施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 585号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年10月15日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
株式会社アン ジュ	グループホーム それいゆ a m	名古屋市名東区 極楽四丁目1301 番地の 1	平成30年 8月31日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 586号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
第一歯科医院	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	平成30年 7月 1日
ハロー薬局元植田店	名古屋市天白区元植田二丁目 304番 地の 4	平成30年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 587号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		有限会社トーキング
介護事業者の所在地		名古屋市南区本星崎町字町 518番地の 2
介護事業所の名称		訪問介護センター桃太郎
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区柵下町 1丁目 2番地
	新	名古屋市南区松城町 1丁目36番地
変更年月日		平成30年 8月 1日

介護事業者の名称		株式会社L i f e ・遊
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
	新	名古屋市天白区植田山一丁目1802番地
介護事業所の名称		Y o u ・遊ヘルパー事業所
介護事業所の所在地		名古屋市天白区植田山五丁目 807番地

変 更 年 月 日	平成30年 7月 25日
-----------	--------------

2 訪問入浴

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ツクイ	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6番 1号	
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	ツクイ名古屋
	新	ツクイ名古屋南
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中川区元中野町 4丁目92番地
	新	名古屋市港区甚兵衛通 1丁目15番地の 1
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日	

3 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 所 の 名 称	旧	永井内科医院
	新	永井医院
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市港区名港一丁目20番10号	
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日	

介 護 事 業 所 の 名 称	永井医院	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市港区名港一丁目20番10号
	新	名古屋市港区名港一丁目19番13号
変 更 年 月 日	平成30年 8月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社和夢	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市港区入場一丁目1802番地の 2	
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問看護ステーションボギー	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市港区津金二丁目 5番28号
	新	名古屋市港区入場一丁目 502番地
変 更 年 月 日	平成30年 8月 1日	

介護事業者の名称		有限会社トーキング
介護事業者の所在地		名古屋市南区本星崎町字町 518番地の 2
介護事業所の名称		ナースステーション一休
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区柵下町 1丁目 2番地
	新	名古屋市南区松城町 1丁目36番地
変更年月日		平成30年 8月 1日

介護事業所の名称		ナラティブクリニックみどり診療所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 902番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 908番地
変更年月日		平成30年 8月 1日

4 訪問看護

介護事業所の名称		わたなべ内科クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番地の 1
	新	名古屋市昭和区山手通 3丁目 8番地の 1
変更年月日		平成29年 7月 1日

5 訪問リハビリステーション及び介護予防訪問リハビリステーション

介護事業所の名称	旧	永井内科医院
	新	永井医院
介護事業所の所在地		名古屋市港区名港一丁目20番10号
変更年月日		平成30年 5月 1日

介護事業所の名称		永井医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区名港一丁目20番10号
	新	名古屋市港区名港一丁目19番13号
変更年月日		平成30年 8月 1日

介護事業所の名称		ナラティブクリニックみどり診療所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 902番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 908番地
変更年月日		平成30年 8月 1日

6 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		かりん薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区枇杷島一丁目18番 5号
	新	名古屋市西区枇杷島一丁目18番 1号
変更年月日		平成30年 4月 1日

介護事業所の名称		わたなべ内科クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番地の 1
	新	名古屋市昭和区山手通 3丁目 8番地の 1
変更年月日		平成29年 7月 1日

介護事業所の名称	旧	永井内科医院
	新	永井医院
介護事業所の所在地		名古屋市港区名港一丁目20番10号
変更年月日		平成30年 5月 1日

介護事業所の名称		永井医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区名港一丁目20番10号
	新	名古屋市港区名港一丁目19番13号
変更年月日		平成30年 8月 1日

介護事業所の名称		ナラティブクリニックみどり診療所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 902番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 908番地

変 更 年 月 日	平成30年 8月 1日
-----------	-------------

7 通所介護

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ふれ愛ドゥライフサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都渋谷区代々木 3-25-3
	新	東京都品川区南品川 5丁目 3番10号
介 護 事 業 所 の 名 称	デイサービスセンタードゥライフ瑞穂	
介護事業所の所在地	名古屋市瑞穂区瑞穂通 4丁目17番地	
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日	

8 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社東洋ケアプランニング	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区大秋町 2丁目35番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	ビックママ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区十王町 6番10号
	新	名古屋市中村区十王町 6番 8号
変 更 年 月 日	平成30年 8月 1日	

介護事業者の名称	旧	近鉄スマイルサプライ株式会社
	新	近鉄スマイルライフ株式会社
介護事業者の所在地	大阪府東大阪市瓜生堂三丁目 1番13号	
介護事業所の名称	旧	近鉄スマイルサプライ名古屋支店
	新	近鉄スマイルライフ名古屋支店
介護事業所の所在地	名古屋市中川区吉津二丁目2521番地	
変 更 年 月 日	平成30年 6月22日	

9 居宅介護支援

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ぬくもあ
介護事業者の所在地	名古屋市東区大幸四丁目15番18号

介護事業所の名称		ちくさよろづ介護相談所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区内山二丁目13番 4号
	新	名古屋市西区上名古屋三丁目25番 6号
変更年月日		平成30年 5月 1日

介護事業者の名称		株式会社メドイット
介護事業者の所在地		愛知県知多郡東浦町大字生路字門田 101番地
介護事業所の名称		ケアプランひまわり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区井の元町72番地の 1
	新	名古屋市瑞穂区中根町 3丁目88番地
変更年月日		平成28年 4月 1日

介護事業者の名称		株式会社L i f e ・ 遊
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
	新	名古屋市天白区植田山一丁目1802番地
介護事業所の名称		愛・Y o u ・ 遊居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地		名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
変更年月日		平成30年 7月25日

10 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	旧	近鉄スマイルサプライ株式会社
	新	近鉄スマイルライフ株式会社
介護事業者の所在地		大阪府東大阪市瓜生堂三丁目 1番13号
介護事業所の名称	旧	近鉄スマイルサプライ名古屋支店
	新	近鉄スマイルライフ名古屋支店
介護事業所の所在地		名古屋市中川区吉津二丁目2521番地
変更年月日		平成30年 6月22日

11 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		株式会社L i f e ・ 遊
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
	新	名古屋市天白区植田山一丁目1802番地
介護事業所の名称		わくわくデイサービスセンター
介護事業所の所在地		名古屋市千種区宮根台一丁目 4番14号
変 更 年 月 日		平成30年 7月25日

介護事業者の名称		株式会社清心介護
介護事業者の所在地		名古屋市緑区鎌倉台二丁目1901番地の 2
介護事業所の名称		デイサービス鶴の会
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区諸の木一丁目2314番地の 1
	新	名古屋市緑区鎌倉台二丁目1901番地の 2
変 更 年 月 日		平成29年 3月 1日

介護事業者の名称		有限会社ヒカリエンタープライズ
介護事業者の所在地		名古屋市東区東大曽根町47番 1号
介護事業所の名称	旧	ケンリハスポーツ名東八前
	新	リハビリステーションヒカリ
介護事業所の所在地		名古屋市名東区八前二丁目 301番地
変 更 年 月 日		平成30年 9月 1日

介護事業者の名称		株式会社L i f e ・ 遊
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
	新	名古屋市天白区植田山一丁目1802番地
介護事業所の名称		わくわくデイカフェ
介護事業所の所在地		名古屋市天白区焼山二丁目 105番地
変 更 年 月 日		平成30年 7月25日

介護事業者の名称		株式会社L i f e ・ 遊
----------	--	-----------------

介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
	新	名古屋市天白区植田山一丁目1802番地
介護事業所の名称		わくわくデイサービスセンター植田山
介護事業所の所在地		名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
変更年月日		平成30年 7月25日

12 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		有限会社トーキング
介護事業者の所在地		名古屋市南区本星崎町字町 518番地の 2
介護事業所の名称		訪問介護センター桃太郎
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区柵下町 1丁目 2番地
	新	名古屋市南区松城町 1丁目36番地
変更年月日		平成30年 8月 1日

介護事業者の名称		株式会社L i f e ・ 遊
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
	新	名古屋市天白区植田山一丁目1802番地
介護事業所の名称		Y o u ・ 遊ヘルパー事業所
介護事業所の所在地		名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
変更年月日		平成30年 7月25日

13 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		有限会社トーキング
介護事業者の所在地		名古屋市南区本星崎町字町 518番地の 2
介護事業所の名称		訪問介護センター桃太郎
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区柵下町 1丁目 2番地
	新	名古屋市南区松城町 1丁目36番地
変更年月日		平成30年 8月 1日

介護事業者の名称		株式会社L i f e ・ 遊
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
	新	名古屋市天白区植田山一丁目1802番地
介護事業所の名称		Y o u ・ 遊ヘルパー事業所
介護事業所の所在地		名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
変 更 年 月 日		平成30年 7月25日

14 予防専門型通所介護

介護事業者の名称		株式会社L i f e ・ 遊
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
	新	名古屋市天白区植田山一丁目1802番地
介護事業所の名称		わくわくデイサービスセンター
介護事業所の所在地		名古屋市千種区宮根台一丁目 4番14号
変 更 年 月 日		平成30年 7月25日

介護事業者の名称		株式会社ふれ愛ドゥライフサービス
介護事業者の所在地	旧	東京都渋谷区代々木 3—25— 3
	新	東京都品川区南品川 5丁目 3番10号
介護事業所の名称		デイサービスセンタードゥライフ瑞穂
介護事業所の所在地		名古屋市瑞穂区瑞穂通 4丁目17番地
変 更 年 月 日		平成30年 4月 1日

介護事業者の名称		有限会社ヒカリエンタープライズ
介護事業者の所在地		名古屋市東区東大曽根町47番 1号
介護事業所の名称	旧	ケンリハスポーツ名東八前
	新	リハビリステーションヒカリ
介護事業所の所在地		名古屋市名東区八前二丁目 301番地
変 更 年 月 日		平成30年 9月 1日

介護事業者の名称		株式会社L i f e ・ 遊
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
	新	名古屋市天白区植田山一丁目1802番地
介護事業所の名称		わくわくデイカフェ
介護事業所の所在地		名古屋市天白区焼山二丁目 105番地
変 更 年 月 日		平成30年 7月25日

介護事業者の名称		株式会社L i f e ・ 遊
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
	新	名古屋市天白区植田山一丁目1802番地
介護事業所の名称		わくわくデイサービスセンター植田山
介護事業所の所在地		名古屋市天白区植田山五丁目 807番地
変 更 年 月 日		平成30年 7月25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 588号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
内科・小児科大野医院	名古屋市中区正木二丁目 3番10号	平成30年 8月 3日
三菱名古屋病院	名古屋市熱田区外土居町 7番 8号	平成30年 7月 1日
滝齒科医院	名古屋市名東区猪高台一丁目1310番 地	平成30年 7月 2日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
内科・小児科大野医院	名古屋市中区正木二丁目 3番10号	平成30年 8月 3日
三菱名古屋病院	名古屋市熱田区外土居町 7番 8号	平成30年 7月 1日
滝齒科医院	名古屋市名東区猪高台一丁目1310番 地	平成30年 7月 2日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
しが調剤薬局	名古屋市北区西志賀町 3丁目42番地	平成30年 9月 1日
内科・小児科大野医院	名古屋市中区正木二丁目 3番10号	平成30年 8月 3日
三菱名古屋病院	名古屋市熱田区外土居町 7番 8号	平成30年 7月 1日
ひいらぎ薬局	名古屋市港区小碓二丁目 103番地	平成30年 9月 1日
滝齒科医院	名古屋市名東区猪高台一丁目1310番 地	平成30年 7月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 589号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
ひなた調剤薬局	名古屋市瑞穂区日向町 1丁目13番地 の 1	平成30年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 590号

大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 1項の規定により、
名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり
公衆の縦覧に供します。

平成30年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

平成30年10月19日から平成30年11月 1日まで

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区金山二丁目15番16号

名古屋市緑都市整備事務所

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 591号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の 4第 2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、告示します。

平成30年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

平成31年 1月12日（土）及び同月13日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 6時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 592号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の 4第 2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、告示します。

平成30年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

平成31年 2月 9日（土）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 6時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 593号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年10月16日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成30年名古屋市告示第 540号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 594号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護リアンジュ	名古屋市緑区徳重五丁目1007番地	平成30年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 595号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成30年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団進興 会ミッドタウンク リニック名駅	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 1 号	平成30年 7月23日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆう歯科クリニッ ク	名古屋市西区笹塚町 1丁目36番地	平成30年 4月 1日
加納歯科医院	名古屋市南区豊二丁目 9番25号	平成30年 8月 1日

滝齒科医院	名古屋市名東区猪高台二丁目 316 番地	平成30年 7月 3日
-------	-------------------------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
日本調剤志賀本通 薬局	名古屋市北区志賀本通 1丁目 5番 地の 2	平成30年 9月 1日
ポトス薬局かなや ま店	名古屋市中区伊勢山二丁目10番25 号	平成30年 9月 1日
グリーン薬局熱田 店	名古屋市熱田区白鳥三丁目10番19 号	平成30年 9月 1日
つぐみ薬局	名古屋市天白区元植田一丁目3003 番地	平成30年 7月 1日

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーシ ョンまはろ	名古屋市千種区宮根台一丁目 3番 37号	平成30年 7月 1日
快適ライフ訪問看 護ステーション	名古屋市北区若鶴町 156番地の 2	平成30年 6月 1日
訪問看護ステーシ ョンみすず名古屋	名古屋市守山区守牧町19番地	平成30年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 596号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
加納歯科医院	名古屋市南区豊二丁目 9番25号	平成30年 8月 1日
滝歯科医院	名古屋市名東区猪高台一丁目1310番地	平成30年 7月 3日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 597号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人圭翔会永井内科医院
	新	医療法人圭翔会永井医院
所 在 地	名古屋市港区名港一丁目20番10号	
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日	

医 療 機 関 名	医療法人圭翔会永井医院	
所 在 地	旧	名古屋市港区名港一丁目20番10号
	新	名古屋市港区名港一丁目19番13号
変 更 年 月 日	平成30年 8月 1日	

医 療 機 関 名	医療法人浅野眼科	
所 在 地	旧	名古屋市港区入場一丁目3009番地
	新	名古屋市港区小碓二丁目 272番地
変 更 年 月 日	平成30年 9月23日	

医 療 機 関 名	ナラティブクリニックみどり診療所	
所 在 地	旧	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 902番地
	新	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 908番地
変 更 年 月 日	平成30年 8月 1日	

2 訪問看護

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションボギー	
所 在 地	旧	名古屋市港区津金二丁目 5番28号
	新	名古屋市港区入場一丁目 502番地
変 更 年 月 日	平成30年 8月 1日	

医 療 機 関 名	ナースステーション一休	
所 在 地	旧	名古屋市南区柵下町 1丁目 2番地
	新	名古屋市南区松城町 1丁目36番地
変 更 年 月 日	平成30年 8月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 598号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団ミッドタウ ンクリニックミッドタウ ンクリニック名駅	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 1号	平成30年 7月23日
内科・小児科大野医院	名古屋市中区正木二丁目 3番10 号	平成30年 8月 3日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

ゆう歯科クリニック	名古屋市西区笹塚町 1丁目36番地	平成30年 4月 1日
林歯科医院	名古屋市中村区則武二丁目 6番17号	平成30年 8月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
メープル薬局	名古屋市緑区南大高四丁目 108番地	平成30年 7月31日
つぐみ薬局	名古屋市天白区元植田一丁目3003番地	平成30年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 599号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
帰来堂坂光鍼灸療院	名古屋市千種区池下一丁目11番 7号	平成30年 8月10日
坂光 信夫		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 600号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
銭田治療院千種駅前	名古屋市中区新栄三丁目20番28号	平成30年 8月 1日
高木 康成		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

はりきゅう桔梗治療 院	名古屋市中川区露橋町56番地の 5	平成30年 7月 1日
大石 貢史		
錢田治療院千種駅前	名古屋市中区新栄三丁目20番28号	平成30年 8月 1日
高木 康成		
かわい鍼灸院	名古屋市中区高島二丁目 602番 地の 2	平成30年 8月16日
河合 孝治		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 601号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	川崎 一也	
施 術 所 名	株式会社くるかわさき在宅治療院	
所 在 地	旧	名古屋市中川区一色新町一丁目1304番地
	新	名古屋市中川区一色新町一丁目 211番地
変 更 年 月 日	平成30年 9月 1日	

施 術 者 名	今井 一智	
施 術 所 名	株式会社くるかわさき在宅治療院	
所 在 地	旧	名古屋市中川区一色新町一丁目1304番地
	新	名古屋市中川区一色新町一丁目 211番地
変 更 年 月 日	平成30年 9月 1日	

施 術 者 名	河合 孝治
---------	-------

施 術 所 名	旧	指圧みそら治療院
	新	かわい鍼灸院
所 在 地	旧	名古屋市中区金山五丁目 1番 1号
	新	名古屋市天白区高島二丁目 602番地の 2
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第602号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、平成30年10月18日から供用を行います。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年10月18日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	1	幸心南第1号線	名古屋市守山区幸心一丁目1101番地先から 名古屋市守山区幸心一丁目919番地先まで	0.095	4.60 ～ 9.02	第 1 図 附 図
	2	幸心南第2号線	名古屋市守山区幸心一丁目913番地先から 名古屋市守山区幸心一丁目918番地先まで	0.086	6.00 ～ 6.06	
	3	幸心南第3号線	名古屋市守山区幸心一丁目910番地先から 名古屋市守山区幸心一丁目918番地先まで	0.153	6.00	

4	幸心一丁目第1号線	名古屋市守山区幸心一丁目201番地先から 名古屋市守山区幸心一丁目265番地先まで	0.100	4.72 ~ 5.17	
1	土原第3号線	名古屋市天白区土原一丁目134番地先から 名古屋市天白区土原一丁目209番地先まで	0.447	6.00 ~ 6.50	第 2 図 附
2	土原第4号線	名古屋市天白区土原一丁目131番地先から 名古屋市天白区土原一丁目194番地先まで	0.160	6.00	
3	土原第5号線	名古屋市天白区土原一丁目154番の2地先から 名古屋市天白区土原一丁目194番地先まで	0.205	6.00 ~ 8.50	
4	土原第6号線	名古屋市天白区土原一丁目211番地先から 名古屋市天白区土原一丁目226番地先まで	0.283	4.09 ~ 6.00	
5	土原第7号線	名古屋市天白区土原一丁目220番地先から 名古屋市天白区土原一丁目214番地先まで	0.107	6.00	
6	土原第8号線	名古屋市天白区土原一丁目221番地先から 名古屋市天白区土原一丁目221番地先まで	0.088	6.00	
1	黒沢台三丁目第2号線	名古屋市緑区黒沢台三丁目1503番の8地先から 名古屋市緑区黒沢台三丁目1503番の26地先まで	0.138	6.00	第 3 図 附
1	鏡田第1号線	名古屋市緑区鏡田412番の7地先から 名古屋市緑区鏡田412番の3地先まで	0.079	4.00 ~ 6.59	第 4 図 附

	1	畑田町第2号線	名古屋市中川区畑田町4丁目57番地先から 名古屋市中川区畑田町3丁目7番地先まで	0.185	7.27	第5 附図
--	---	---------	---	-------	------	----------

2 路線の一部廃止及び供用廃止

整理 符号	路 線 名	起 終 点 点	摘 要
ア	幸心長池1号線	起点 名古屋市守山区幸心一丁目201番地先 終点 名古屋市守山区幸心一丁目919番地先	第6 附図
ア	広路第62号	起点 名古屋市昭和区花見通1丁目65番の3地先 終点 名古屋市昭和区広路通8丁目2番地先	第8 附図
ア	烏下第90号線	起点 名古屋市中村区烏森町8丁目115番地先 終点 名古屋市中村区烏森町8丁目111番地先	第9 附図
ア	畑田町東西第1号線	起点 名古屋市中川区中島新町四丁目201番地先 終点 名古屋市中川区畑田町3丁目7番地先	第10 附図
ア	潮見町線支線第2号	起点 名古屋市港区潮見町11番の1地先 終点 名古屋市港区潮見町11番の1地先	第11 附図

3 路線の廃止

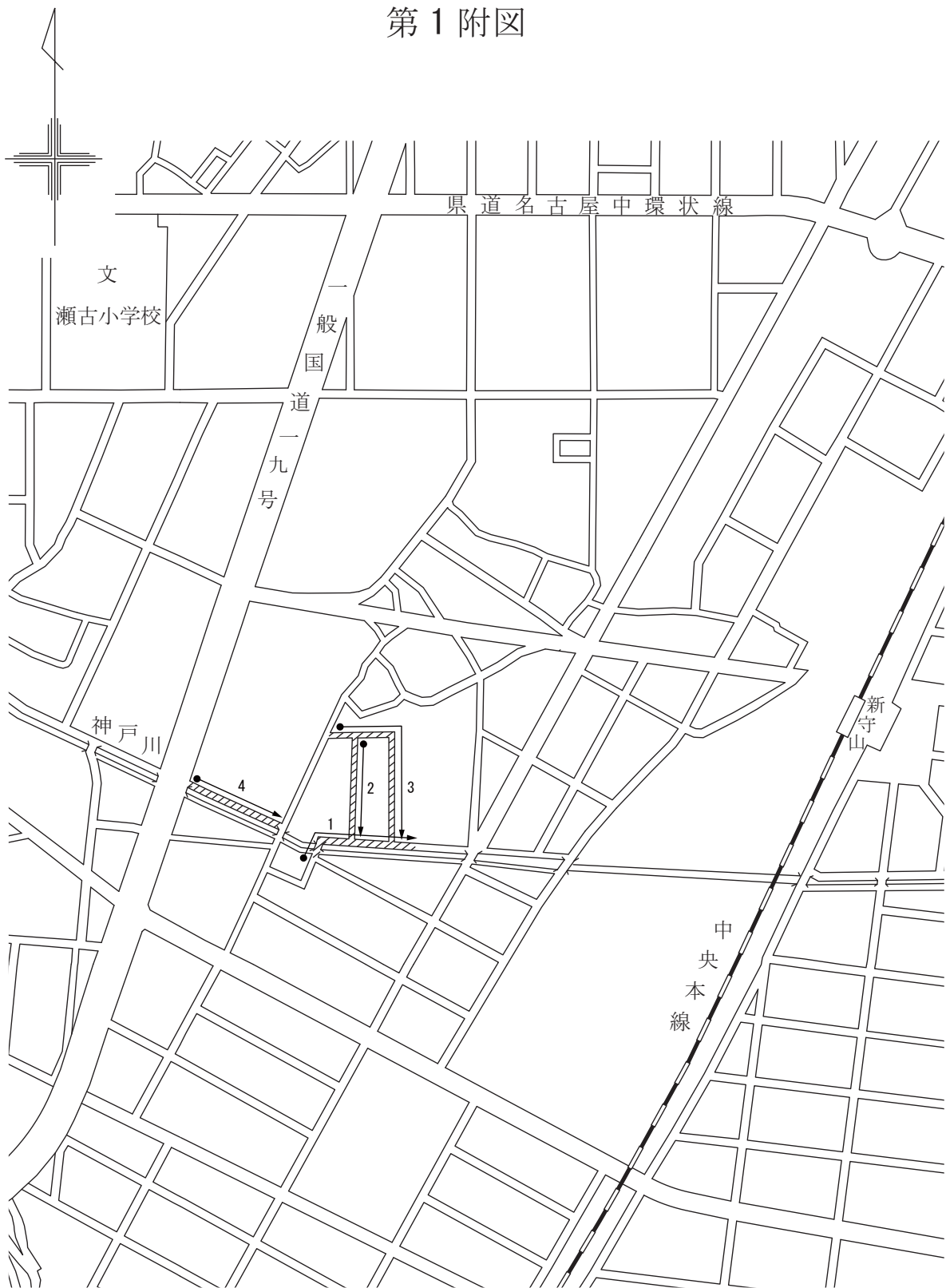
整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	摘 要
1	島田14号線	起点 名古屋市天白区土原一丁目301番地先 終点 名古屋市天白区土原一丁目311番の1地先	第7 附図
1	瀬古屋敷第17号線	起点 名古屋市守山区瀬古東三丁目970番地先 終点 名古屋市守山区瀬古東三丁目970番地先	第12 附図

4 道路の区域変更及び供用開始

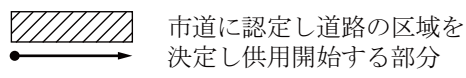
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
市道	A	島田第13号線	名古屋市天白区土原一丁目 194番地先から	前	0.089	3.30	第 2 附 図
			名古屋市天白区土原一丁目 195番の2地先まで	後	0.089	4.38 ～ 6.07	
	B	島田第12号線	名古屋市天白区土原二丁目 154番の11地先から	前	0.279	4.15 ～ 6.33	
			名古屋市天白区土原二丁目 158番の3地先まで	後	0.279	4.56 ～ 7.36	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

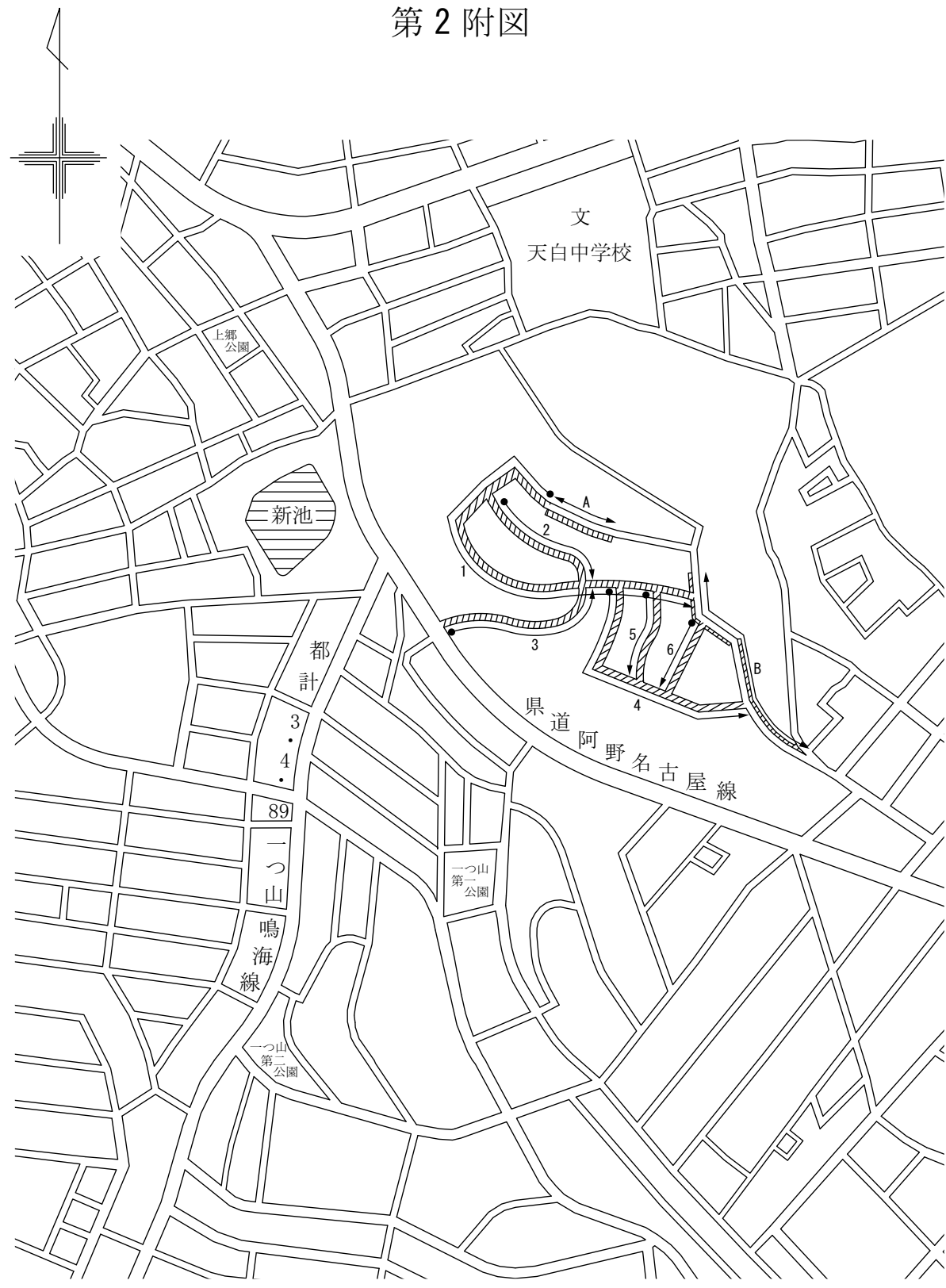
第 1 附図



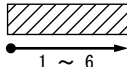
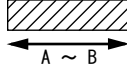
凡 例



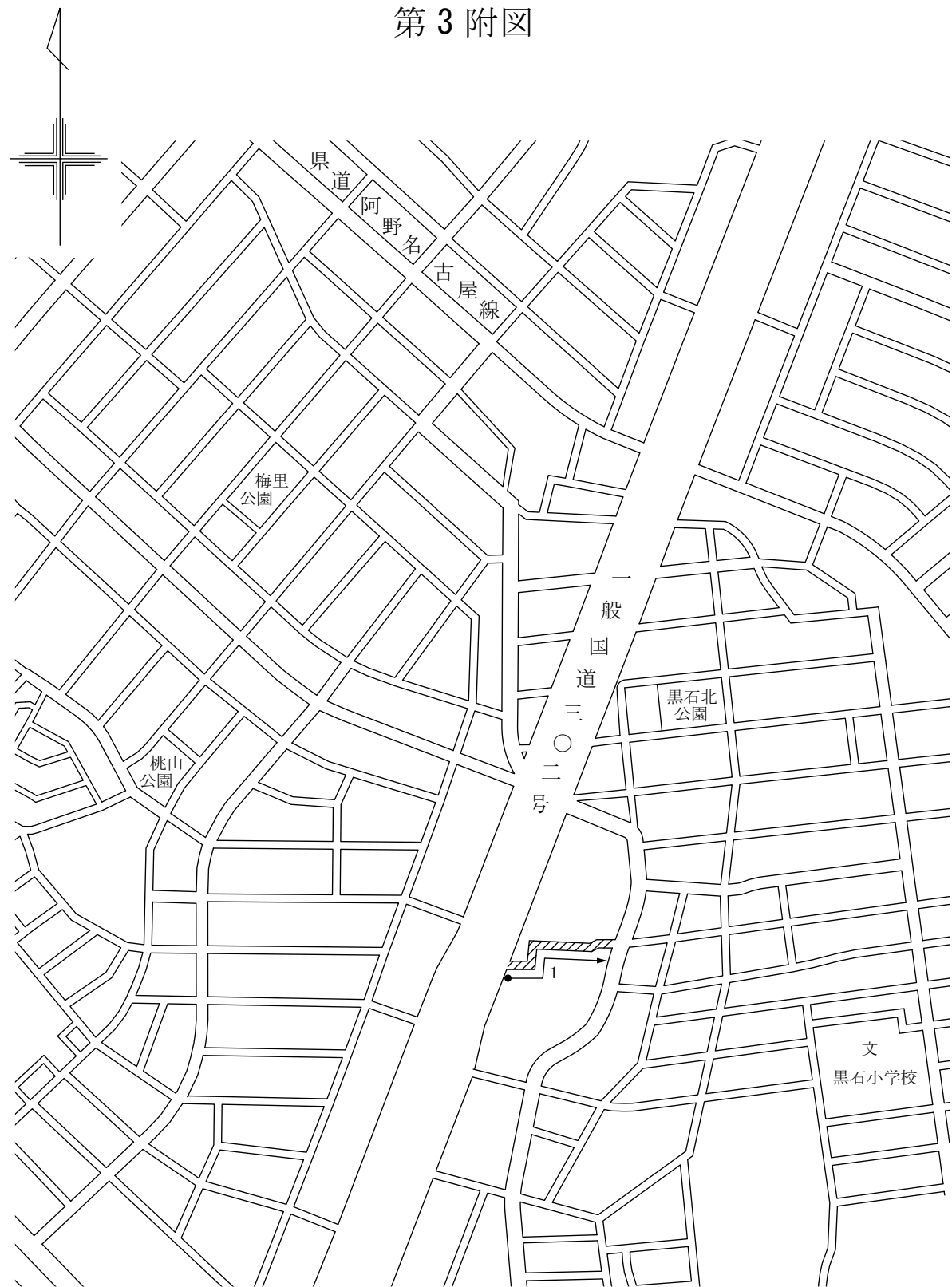
第 2 附図



凡 例

-  市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
-  区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第 3 附図



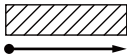
凡 例

-  市道に認定し道路の区域を
 決定し供用開始する部分

第4附図

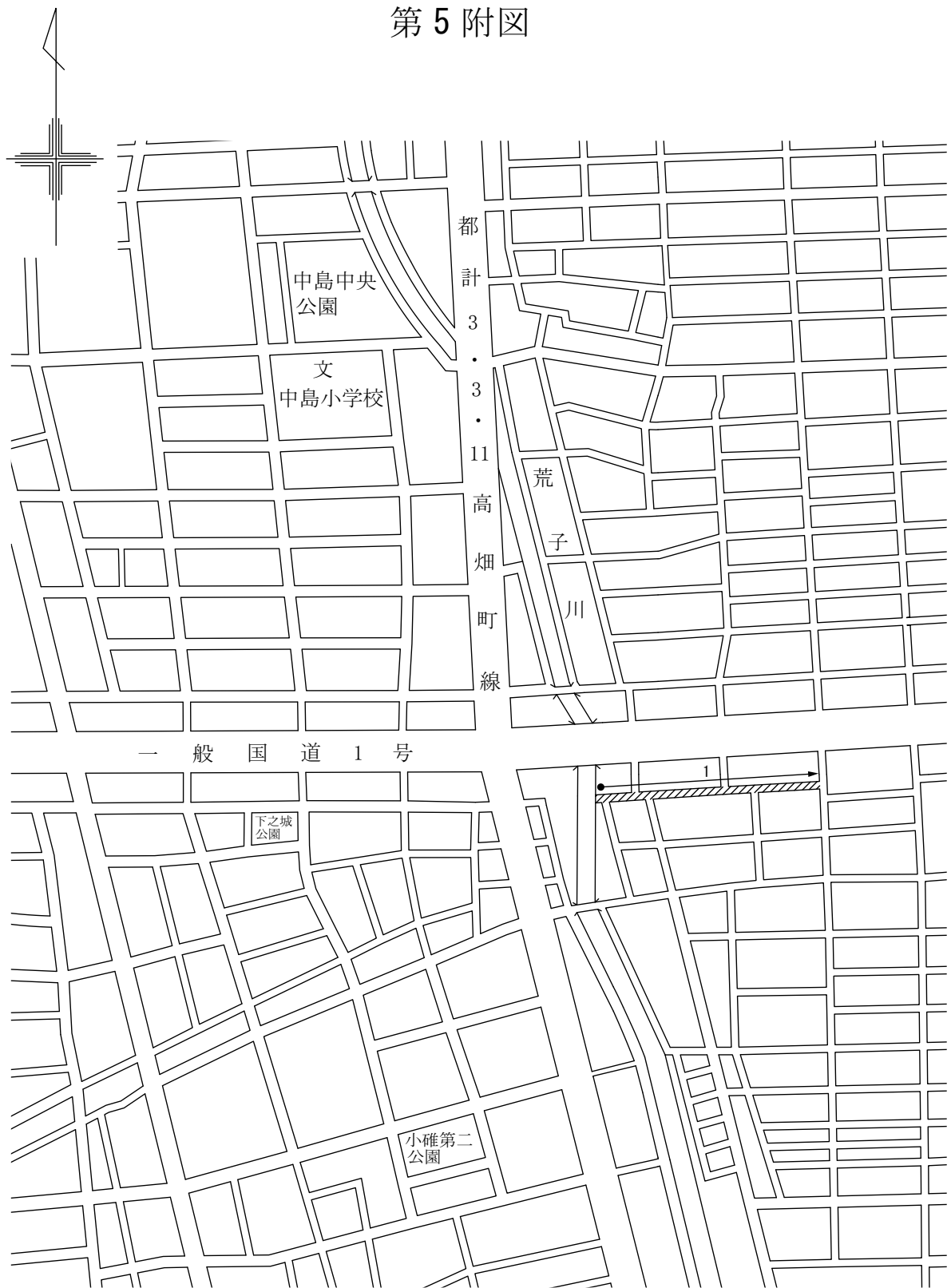


凡 例

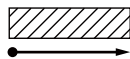


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第 5 附図

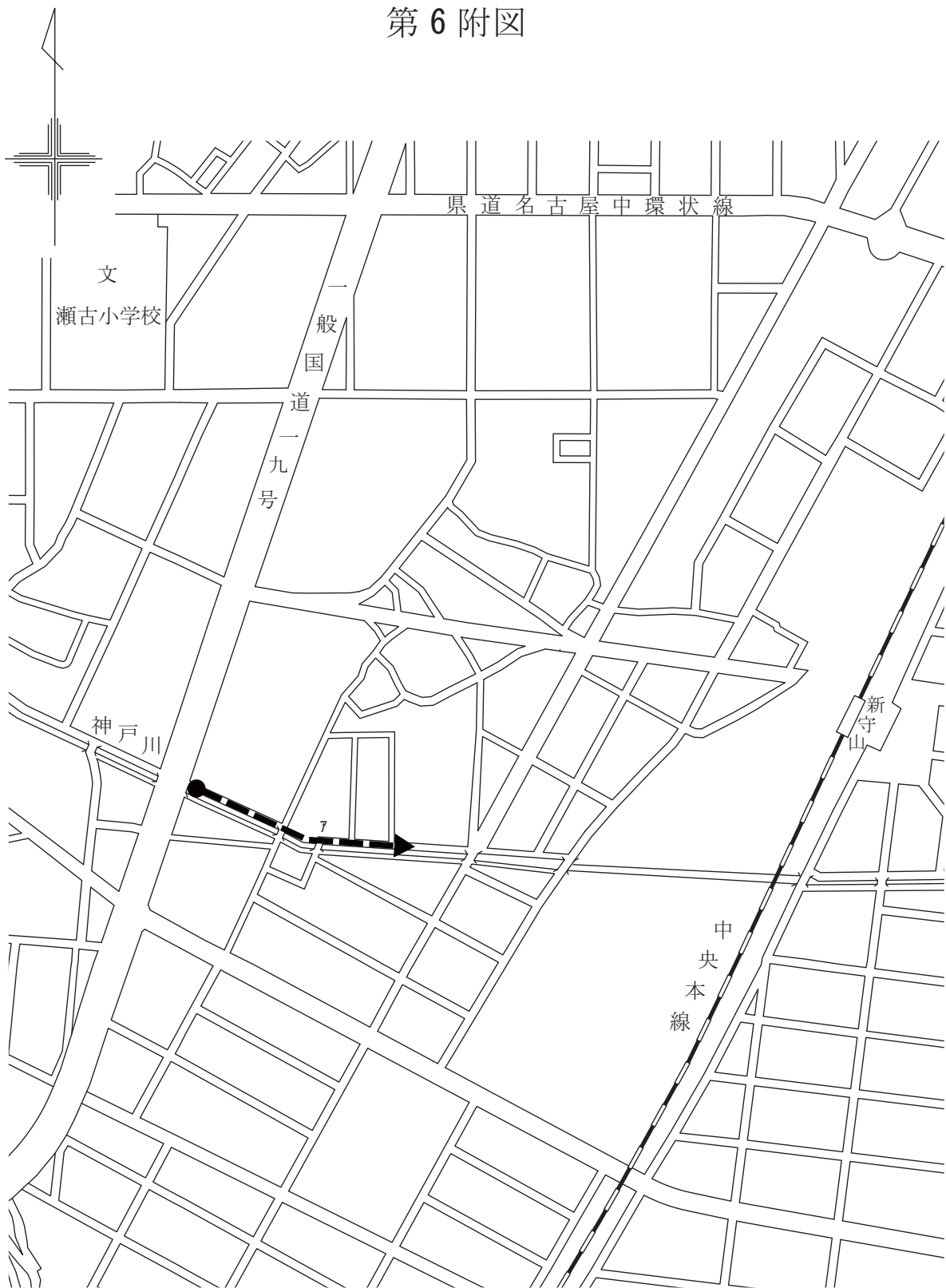


凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

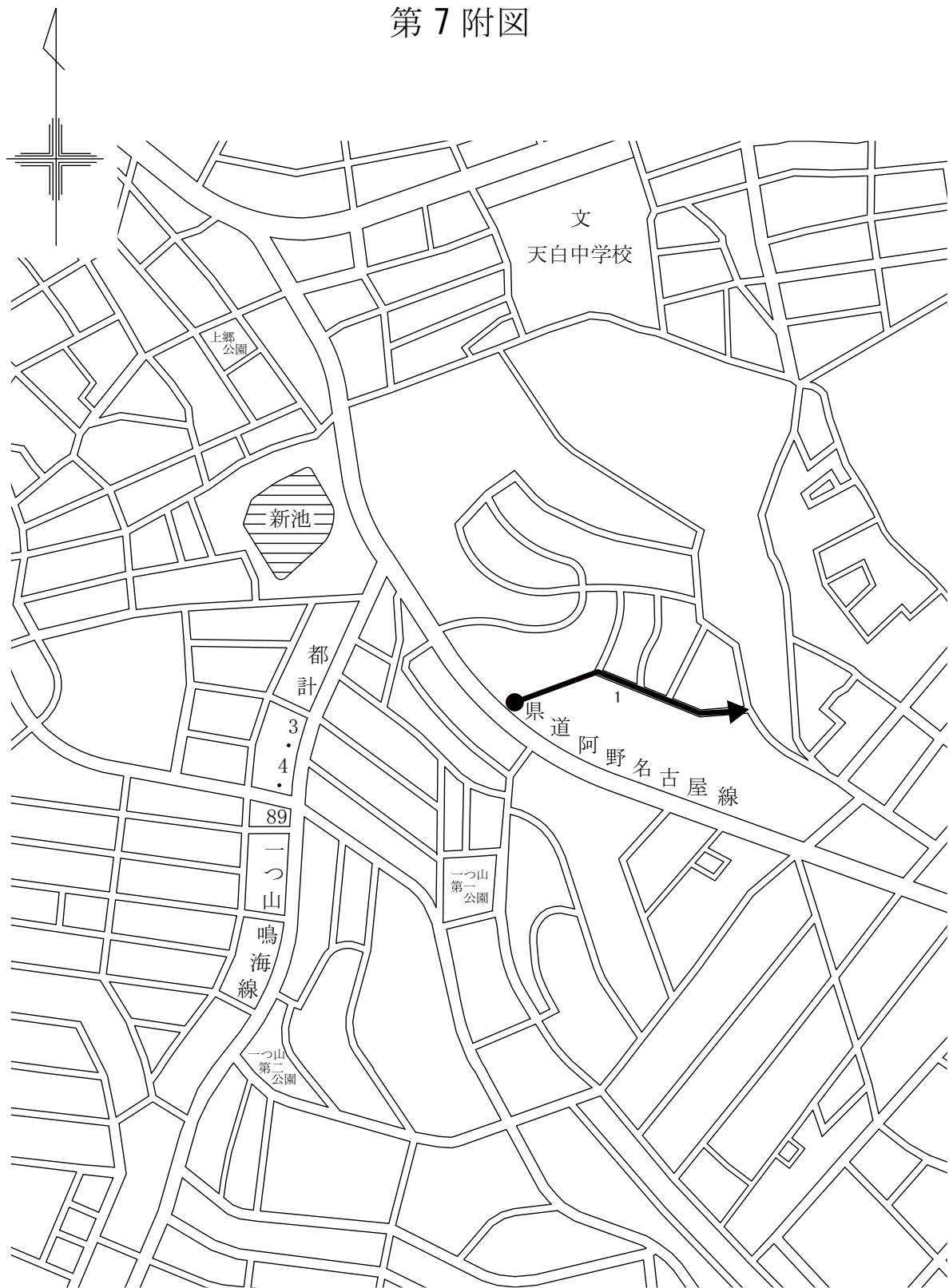
第 6 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

第 7 附図



凡 例

●————→ 廃止する路線

第 8 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

第 9 附図

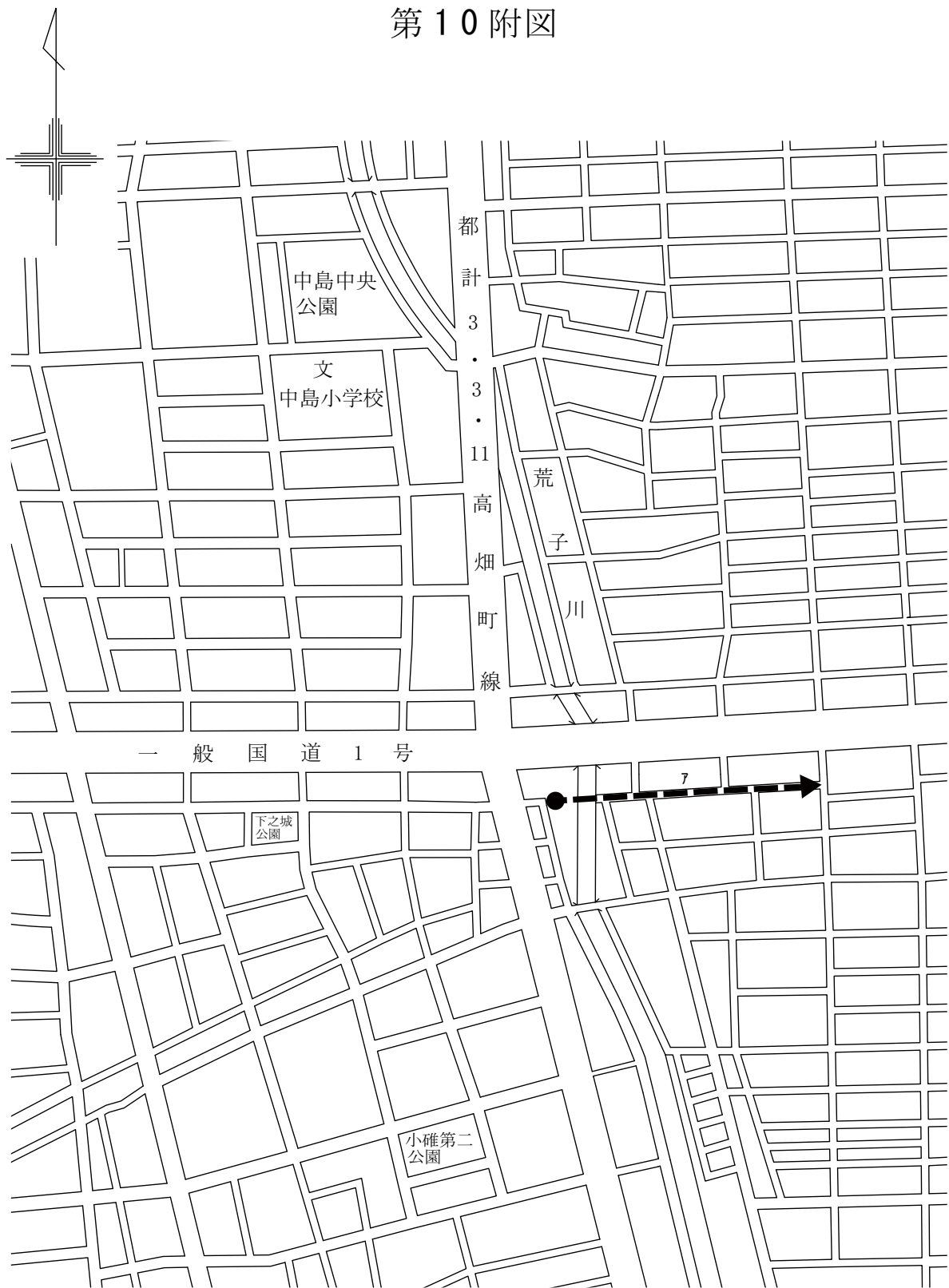


凡 例



一部廃止し供用廃止する部分

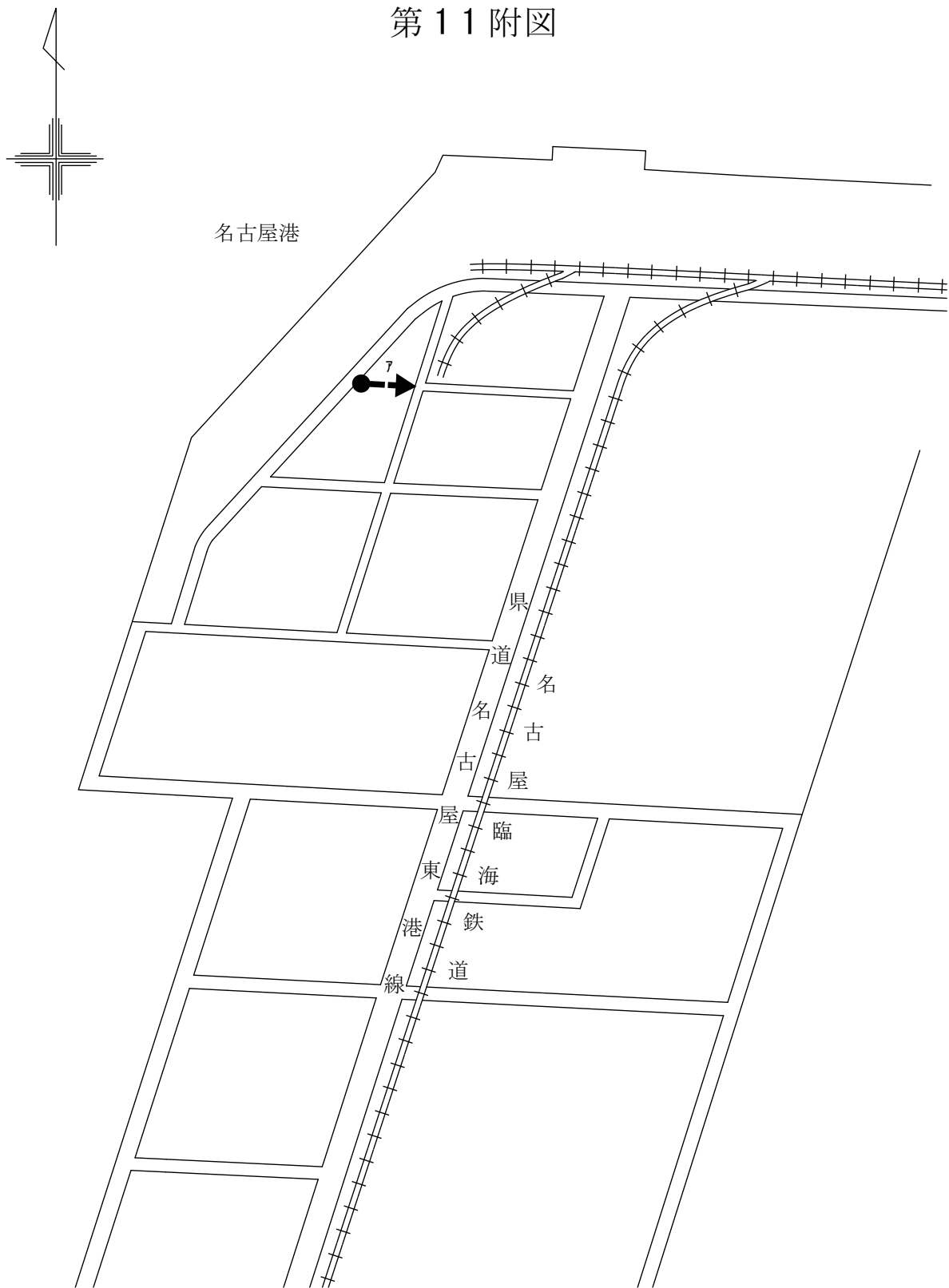
第 10 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

第 11 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

第 1 2 附図



凡 例

●→ 廃止する路線

名古屋市告示第603号

行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定の一部を変更する
協定について

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、平成10年10月8日付けで瀬戸市と締結した行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定の一部を次のように変更しましたので、同法第19条第5項の規定により公示します。

平成30年10月18日

名古屋市長 河村 たかし

行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定の一部を変更する
協定

名古屋市と瀬戸市は、行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定（平成10年10月8日締結）の一部を変更する協定を次のように締結する。

第1項の表を次のように改める。

市道路線名	区 間
志段味水野線 第1号	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2097番の25地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085番の1地先まで
水野中線	瀬戸市十軒町789番の2地先から 瀬戸市十軒町845番地先まで

附 則

この協定は、平成30年10月 1 日から施行する。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 604 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成30年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

梅森坂西地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区梅森坂西二丁目 303 番 2	平成30年 9 月 7 日
名古屋市名東区梅森坂西二丁目 303 番 4	平成30年 9 月 7 日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時まででは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 605号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成30年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）
又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下
「定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第
5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営
住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日
から起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の
2 の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、そ
のうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者
として住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しない
ものでないこと。

(8) 原則として、保証人 1 名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、
各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成 30 年 10 月 26 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36
号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」と
いう。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成 30 年 10 月 26 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午
後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

平成 30 年 10 月 26 日（金）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 1 月 1 日から同月 3 日
まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00
分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成30年11月 5日（月）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

平成30年11月 5日（月）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

平成30年11月 6日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

平成30年11月 6日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 79戸

第 2 多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸

第 3 単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）
第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 11戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市教育委員会告示第20号

名古屋市南陽プールの臨時休場について

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市南陽プール屋内プールを平成30年10月17日から平成30年11月16日まで臨時休場します。

平成30年10月17日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第21号

名古屋市総合体育館50メートル温水プールの臨時休場について

名古屋市総合体育館条例施行規則第 2条第 3項の規定に基づき、名古屋市総合体育館50メートル温水プールを平成30年11月 1日から平成31年 3月31日まで臨時休場します。

平成30年10月17日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第22号

名古屋市富田北プールの臨時休場について

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市富田北プールを平成30年12月1日から平成32年6月30日まで臨時休場します。

平成30年10月17日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市上下水道局告示第12号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成30年10月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月16日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成30年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
千種区	桜 が 丘		一 部	名東区山香町 名古屋市上下水道局西山水処理センター
港区	小 川 四 丁 目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出水処理センター
	新 茶 屋 四 丁 目		〃	〃
	藤 高 二 丁 目		〃	〃
守山区	桔 梗 平 三 丁 目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山水処理センター
	下 志 段 味	北畑 真光寺	〃	〃
緑 区	大 清 水 五 丁 目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海水処理センター
	万 場 山 一 丁 目		〃	〃

名東区	石 が 根 町		〃	名東区山香町 名古屋市上下水道局西山水処理センター
	猪 高 町	藤森・森	〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	千種区 港区 守山区 緑区 名東区

排水施設の位置図

千種区（分流式）



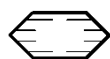
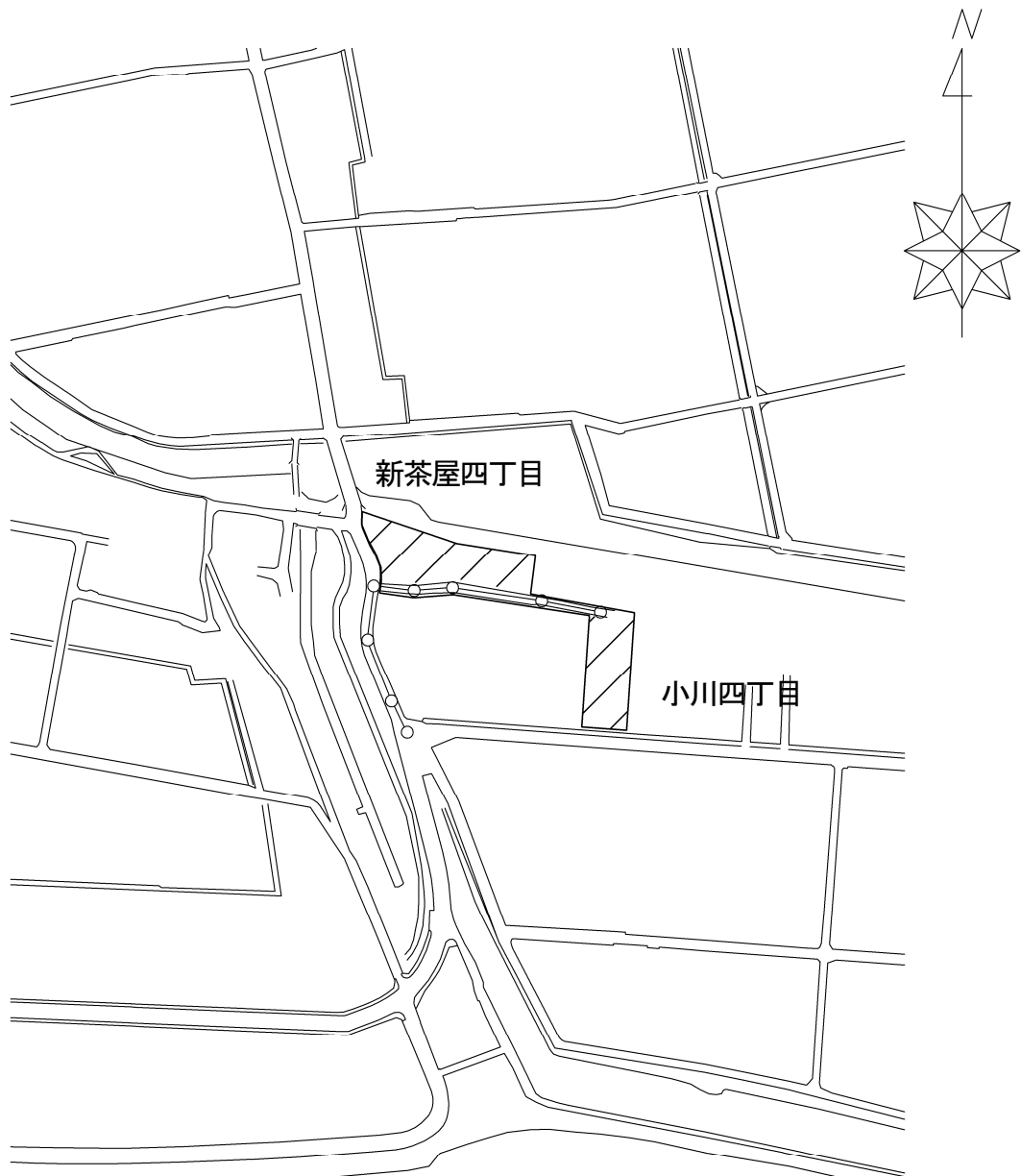
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1



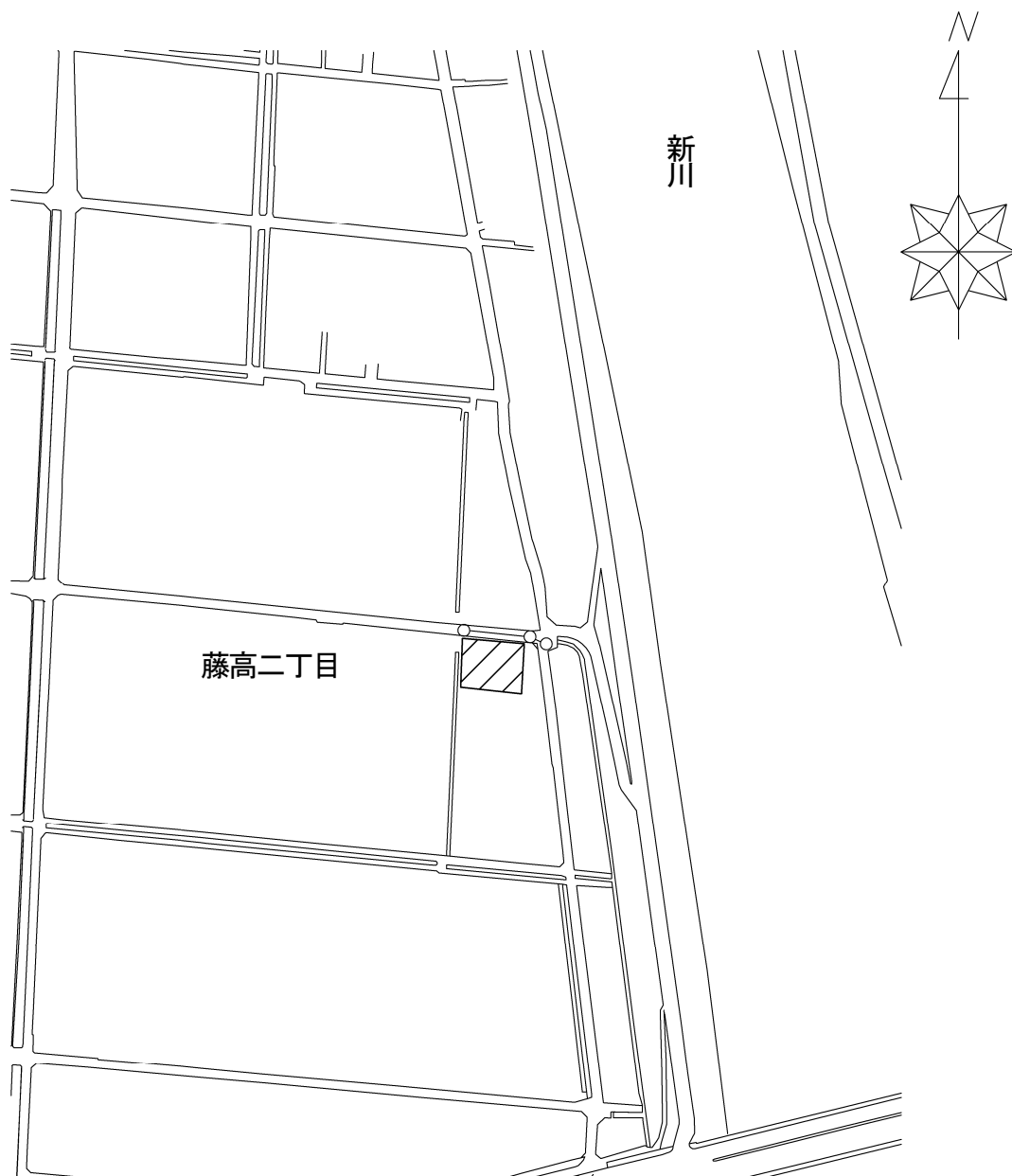
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2



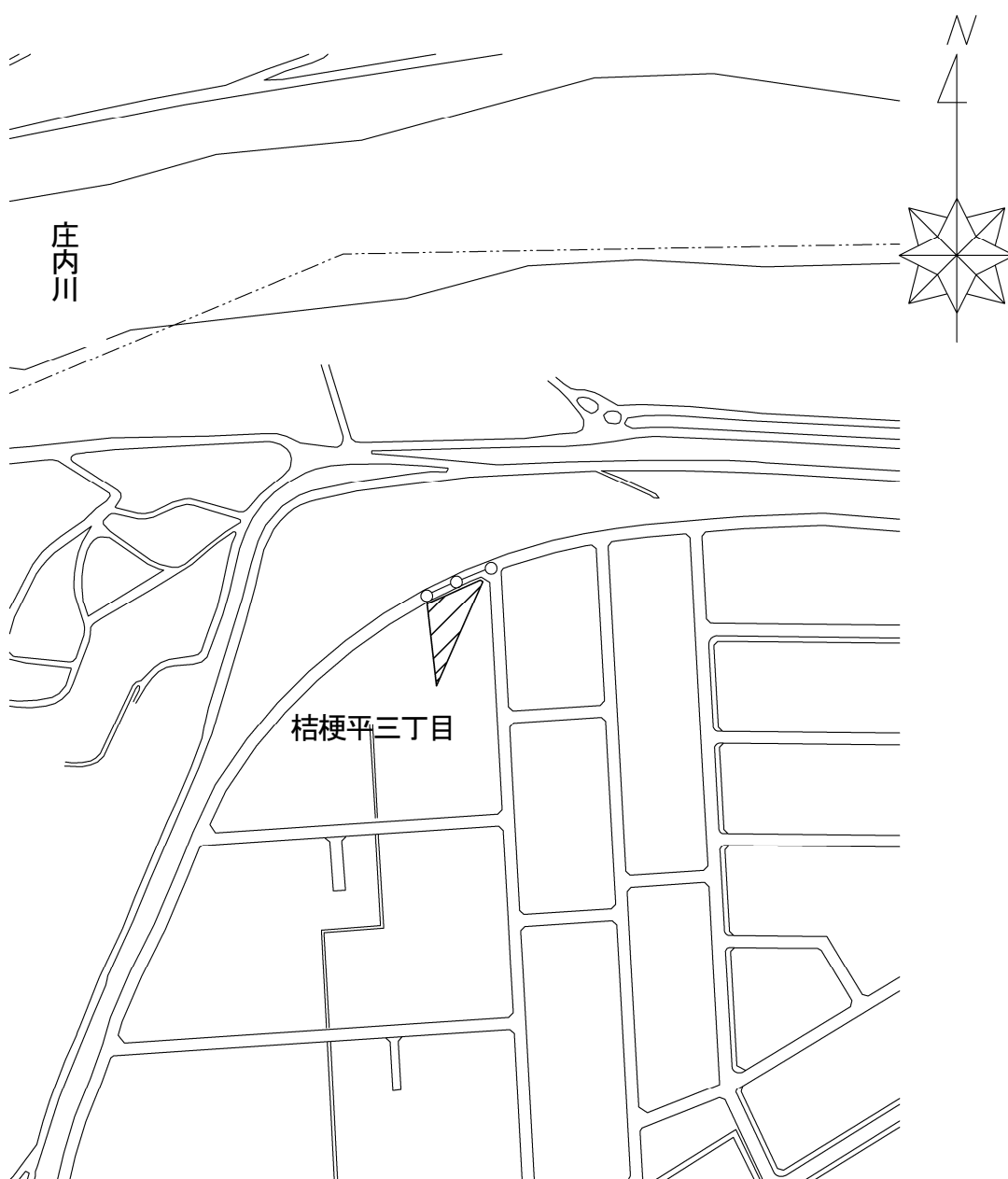
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1



供用開始区域



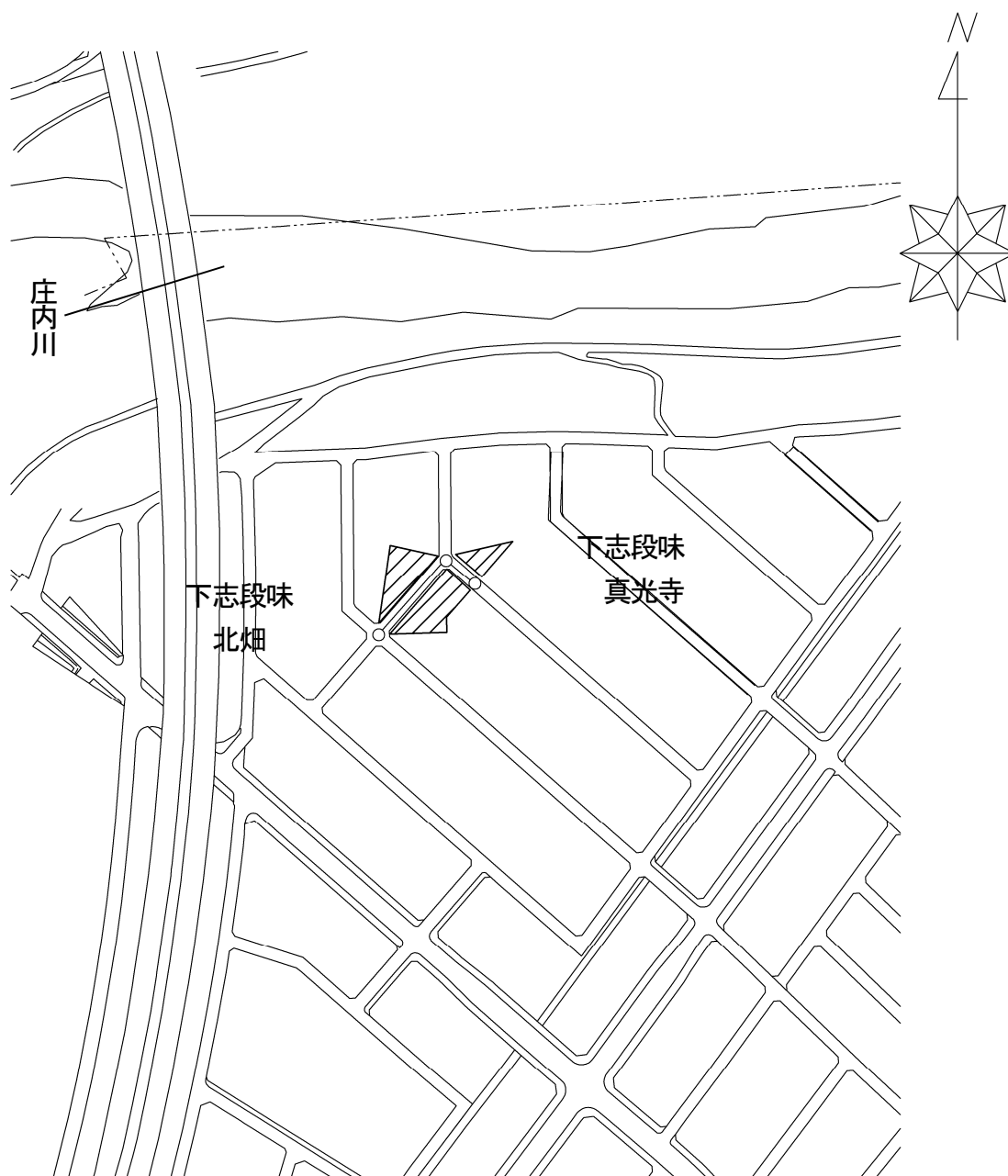
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

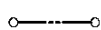
守山区（分流式）No. 2



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

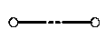
緑区（分流式）No. 1



供用開始区域



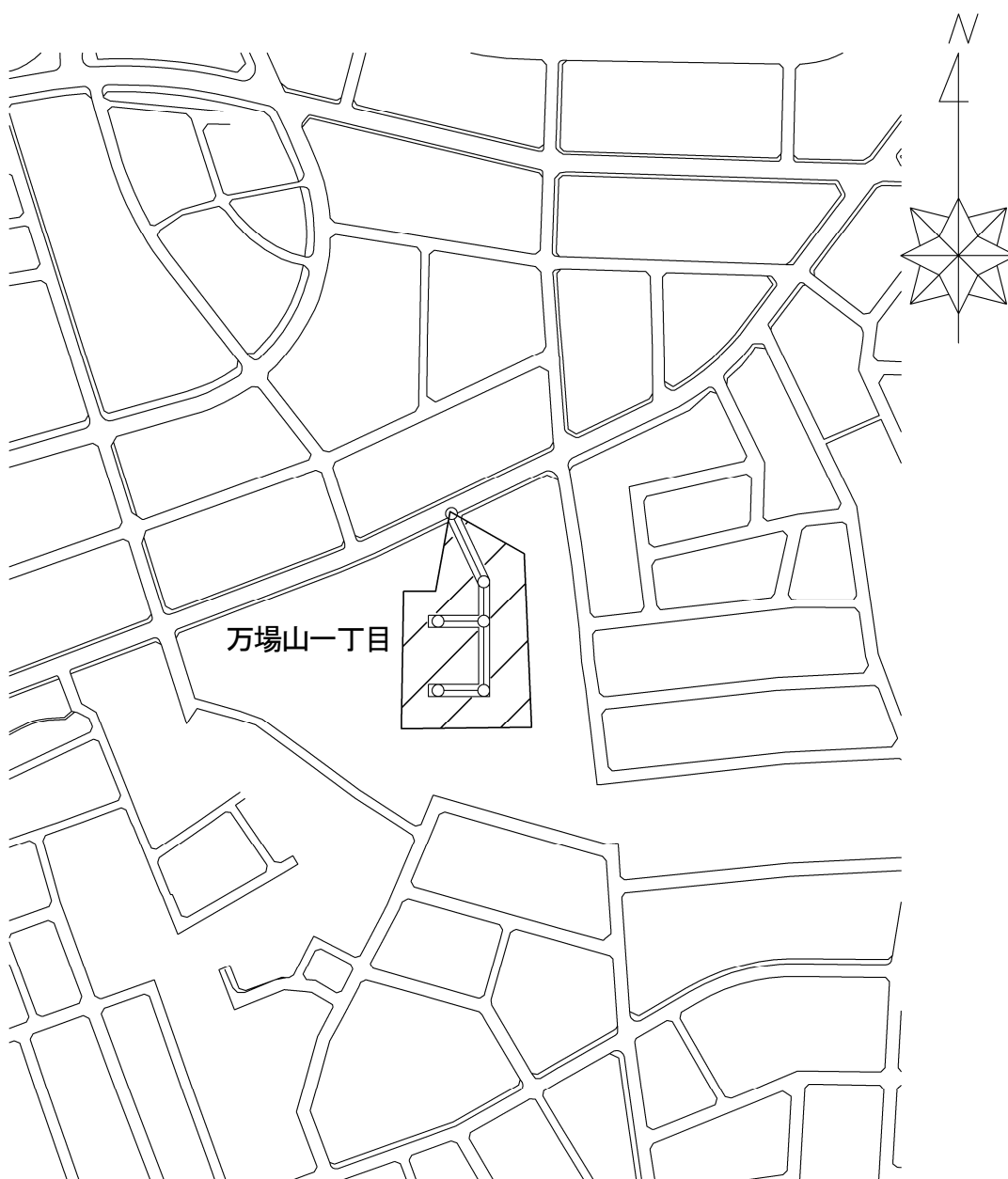
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



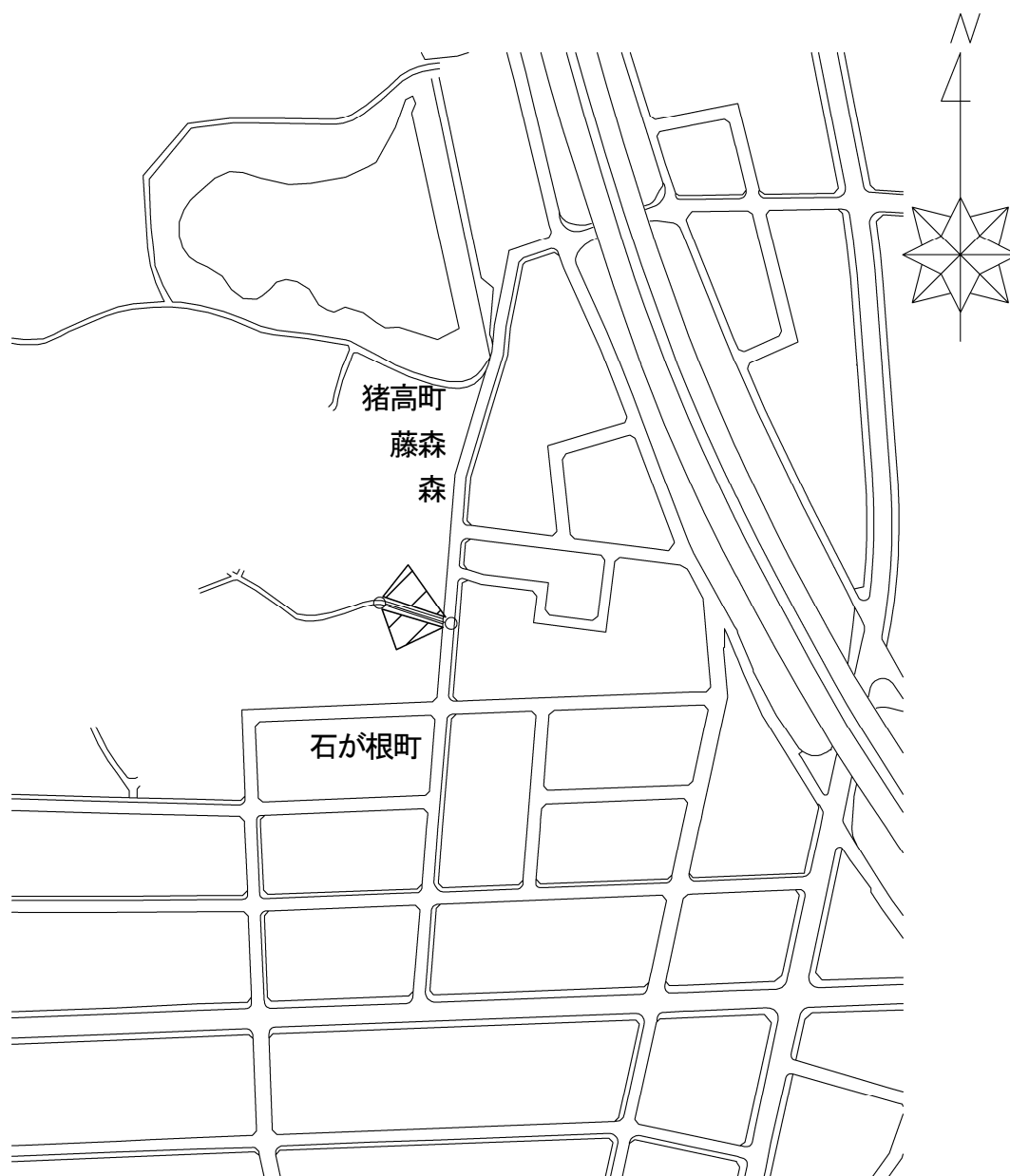
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局管理規程第21号

名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

平成30年10月19日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会委員の委嘱等
に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会条例（平成30年名古屋市条例第55号。以下「条例」という。）に基づき設置する名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会の委員（条例第4条第2項の補欠委員及び第5条の臨時委員を含む。以下「委員」という。）の委嘱、報酬、費用弁償及び公務災害補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 上下水道局長（以下「局長」という。）は、委嘱状を交付することにより、委員の委嘱を行う。

(報酬の額)

第3条 委員の報酬の額は、日額12,600円とする。

(費用弁償)

第4条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、委員の職務の級が8級に相当するものとして、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算定する。

(報酬等の支払)

第5条 この規程に基づく報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）は、職務を行つた日以降に速やかに、原則として口座振替の方法により支払うものとする。

(公務災害補償)

第6条 委員の公務上の災害の補償については、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年名古屋市条例第47号）の定めるところによる。

(庶務)

第7条 委員の報酬等の支払等に係る庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

平成30年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン名港木場店
名古屋市港区木場町 2番19 外 4筆
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
5,371平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成29年 5月22日
- 5 廃止する理由
閉店のため

名古屋市民経済局産業部地域商業課

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年10月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市千種区富士見台一丁目21番

2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日

第2－9号

昭和38年8月5日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年10月18日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成30年10月22日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第76号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第77号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第78号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第79号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第80号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第81号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第82号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第83号議案 農用地利用配分計画案に関する意見聴取について

第84号議案 名古屋市農地バンク制度実施要綱の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年10月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミッドランドスクエア

名古屋市中村区名駅四丁目 7番 1号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	バカラパシフィック(株)	代表取締役 小川 博	東京都港区 虎ノ門一丁目 2番 8号	変更なし	代表取締役 ガイエ ヤ ン 義和	変更なし	平成 30年 1月 1日
2	(株)YOUR S A N C T U A R Y	代表取締役 小野瀬 慶 子	東京都渋谷 区神宮前四 丁目22番 7 号	変更なし	変更なし	東京都新宿 区岩戸町18 番地	平成 30年 7月 17日
3	(株)三陽商会	代表取締役 杉浦 昌彦	東京都新宿 区本塩町14	変更なし	代表取締役 岩田 功	東京都新宿 区四谷本塩 町 6番14号	平成 29年 9月 19日
4	(株)紫野和久 傳	代表取締役 西井 敏郎	京都市上京 区浄福寺通 上立売上ル 大黒町 719 番地	変更なし	代表取締役 桑村 祐子	京都市中京 区六角通東 洞院東入藤 屋町 186番	平成 29年 7月 31日

5	(株)リーミル ズエージェ ンシー	代表取締役 菅野 徹二	東京都中央 区日本橋小 舟町 6番 6 号	変更なし	代表取締役 竹内 一志	東京都目黒 区青葉台一 丁目19番14 号	平成 30年 3月 1日
---	-------------------------	----------------	--------------------------------	------	----------------	--------------------------------	-----------------------

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、住所変更のため
- (3) No. 3からNo. 5までの小売業者については、代表者及び住所変更のため

5 届出の日

平成30年10月 2日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年10月19日から平成31年 2月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 2月19日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

消防法による命令の公告

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の 4第 1項の規定に基づき命令を行ったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年10月19日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

1 防火対象物の所在地及び名称

名古屋市港区港明一丁目 7番 1号

セカンドハウス ゆうおん

2 命令を受けた者の氏名又は名称

小島 正雄

株式会社ゆうおん 代表取締役 山下 千秋

3 命令の内容

(1) 平成30年12月17日までに、スプリンクラー設備を消防法施行令第12条並びに消防法施行規則第13条の 2、第13条の 6及び第14条に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に基づき設置すること。

(2) 平成30年12月17日までに、消防機関へ通報する火災報知設備を消防法施行令第23条及び消防法施行規則第25条に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に適合するように改修すること。

4 命令を発した日

平成30年10月17日

名古屋市消防局予防部予防課

消防法による命令の公告

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の 4第 1項の規定に基づき命令を行ったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年10月19日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

1 防火対象物の所在地及び名称

名古屋市港区名港一丁目15番 4号

ゆうおん

2 命令を受けた者の氏名又は名称

木田 康子

株式会社ゆうおん 代表取締役 山下 千秋

3 命令の内容

(1) 平成30年12月17日までに、スプリンクラー設備を消防法施行令第12条並びに消防法施行規則第13条の 2、第13条の 6及び第14条に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に基づき設置すること。

(2) 平成30年12月17日までに、消防機関へ通報する火災報知設備を消防法施行令第23条及び消防法施行規則第25条に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に適合するように改修すること。

4 命令を発した日

平成30年10月17日

名古屋市消防局予防部予防課

消防法による命令の公告

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の 4第 1項の規定に基づき命令を行ったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年10月19日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

1 防火対象物の所在地及び名称

名古屋市名東区牧の里一丁目 109番地

アーバンきたじま

2 命令を受けた者の氏名又は名称

加藤 禎男

株式会社ベラ・ルーナ 代表取締役 太田 真美

3 命令の内容

平成30年12月17日までに、スプリンクラー設備を消防法施行令第12条並びに消防法施行規則第13条の 2、第13条の 6及び第14条に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に基づき設置すること。

4 命令を発した日

平成30年10月15日

名古屋市消防局予防部予防課